

2018年度

埼玉県への政策制度要請

9分野 20項目

I. 総合経済・産業政策

1. 働き方改革を促進するため、働く人がいきいきと輝き、安心して働き続けられる企業を認定する制度を創設すること。

<要請の根拠>

第196回通常国会において働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が成立した。企業は、働く人の就業機会の拡大、職業生活の充実や労働生産性の向上を促進し、働く人の意欲や能力を最大限に發揮できるように働き方改革を推進していくなければならない。

埼玉県は、働きやすい職場環境づくり、新たな取り組みを進める意欲ある企業の認定制度として、「経営革新計画承認制度」「多様な働き方実践企業認定制度」「シニア活躍推進宣言企業認定制度」を設け、がんばる企業を応援している。

他方、熊本県では、働く人がいきいきと輝き、安心して働き続けられる企業を「ブライト企業」として認定し、その優れた取り組みを広く周知することにより、県全体の労働環境や待遇の向上をはかるとともに、県内企業の労働力確保や若者の県内就職を促進している。

埼玉県においても、熊本県の「ブライト企業促進事業」のような、従業員とその家族の満足度、地域雇用や地域社会・地域経済への貢献、安定した経営を行っている優良な企業を認定する制度を創設し、働き方改革を促進することが必要である。

II. 雇用労働政策

1. 国、学校、特に労使団体等との連携を強化し、私学を含むすべての高校生が労働法等をつうじて、働く者の権利と義務、ワークルール、税や社会保険の仕組みに関する基本的な知識を学ぶ機会を拡充すること。

<要請の根拠>

若者の労働問題の発生や早期離職を食い止めるために、学生、若者が就職する前やアルバイトをする際に、働く者の権利と義務、ワークルール、社会保険の仕組み等に関する基礎的な知識を身につけておくことは極めて重要である。県内すべての高校生が労働法等の学習をつうじて上記内容を学べるよう、十分な時間を確保し、学習内容を充実させる必要がある。

2. 働き方改革におけるパワーハラスメント防止対策強化の一環として、官民問わず問題となっている、顧客・取引先による暴力・暴言や一般常識を超えた不当な要求行為等といった悪質クレームの防止・撲滅にむけ関連部門の連携による啓発活動と市民教育を実施すること。

<要請の根拠>

顧客・取引先からの苦情については適切に対処される必要があるものの、人格を否定する暴言や同じ内容を何回も繰り返すクレーム、長時間拘束や土下座による謝罪の要求、

威嚇・居座りなど、明らかに一般常識を超えた、いわゆる悪質クレーム（迷惑行為）が深刻な問題になっている。このような悪質なクレームは働くものに大きなストレスを与え、販売機会等のロスや、サービスの質の低下、その対応のためのコスト増により生産性の低下を招く。

こうした著しい迷惑行為については、事業主が労働者の安全に配慮するため何かしらの対応が必要であるが、事業主から顧客・取引先への直接的な措置を講じることは難しいため、その防止と撲滅のためには関連部門が連携した啓発活動や、倫理的な行動をもとめる市民教育の実施が必要である。

III. 福祉・社会保障政策

1. 認知症の方を受け入れ、支える体制をつくるため、警察が中心となり、警察からの認知症の方の行方不明情報をもとに消防・学校・タクシーやコンビニや商店などが地域社会全体で情報伝達をおこない、認知症の方が行方不明になったときの連携ネットワークを構築すること。

<要請の根拠>

警察庁が発表した資料によると、2016年中に認知症が原因で行方不明になったとして家族から届け出があった人数は、15,432人にのぼる。警察が届け出を受理した行方不明者の数は、ここ数年は8万人台で推移しているが、認知症による行方不明者数は2013年以降1万人を超え、全体の2割近くが認知症患者で占めていることになる。

認知症の方を介護する家族の負担は大きく、到底、24時間見守ることなど難しいものの、裁判では徘徊による道路や線路内での事故の責任を介護する家族が問われるケースも出ているため、福岡県大牟田市のように地域で見守り、支える制度が構築されるよう県や警察が市町村と連携を進めていく必要がある。

2. 居宅介護支援事業所の管理者要件を満たすことができるよう、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）研修の受講機会を十分確保すること。あわせて研修費用の補助金を拡大すること。

<要請の根拠>

2018年度介護報酬改定とあわせ、事業所における業務管理や人材育成の取り組みを促進させることで各事業所のケアプラン、ケアマネジメントの質を高める観点から、居宅介護支援事業所における管理者は主任ケアマネジャーであることが要件とされた。この要件は、2021年3月までを経過措置期間としており、その要件を満たさなければ指定取り消しという厳しい見直しである。

現在の主任ケアマネジャーは埼玉県では約2,800人であり、居宅介護支援事業所数の約二千弱事業所より充足はしているが、今後ますますニーズが高まってくると思われる。しかし、主任ケアマネジャー研修の研修受講料は埼玉県4万9千円（全国平均約4万3千円）、5年毎の更新研修受講料は埼玉県4万6千円（全国平均約3万4千円）となっており、一定の条件を満たしている場合の埼玉県補助金1万円を差し引いても、受講生にとってはかなり

の負担となっている。

民間団体の調査でも、研修費用に関しては、個人の資格であるため各々が自己負担で受講している場合が多い。主任ケアマネジャーの取得や更新を躊躇する人が増えると、ケアプランを作成してもらえないがゆえに介護サービスの利用ができなくなる高齢者の増加が予想される。こうしたことがないよう、県として研修会の受講機会を十分確保することと、補助金の拡大をする必要がある。

3. 介護職員が職場で利用者とのトラブルに巻き込まれた場合、相談できる第三者機関を各市町村に設置するよう県がうながすこと。当面県内にモデル市町村を選定し財政支援をおこなうこと。

<要請の根拠>

介護サービスに対する社会的ニーズが増大しているが、介護職員は依然として離職率が高い。介護職員と利用者、またその家族との関係や、事業所の介護の仕方と利用者の家族の要望がかみ合わず板ばさみ状態等が就業継続困難を招いている理由の一つと考えられる。本来、介護職員と利用者間のトラブルについては、事業所内での解決が望ましいが、実際には事業者が利用者の立場に立った運営をし、介護職員に責任を強いることもある。

今年度実施した民間団体のアンケートでも介護職員の28.8%が「利用者やその家族からセクハラを受けたことがある」となっており、被害を受けた職員の78.6%は上司や同僚に相談したが、このうち47.3%は「相談後も状況は変わらなかつた」と報告されている。また相談しなかつた職員のうち44.1%が「介護職は我慢するのが当然という風潮がある」「事業所が利用者への体裁しか考えていない」などと回答している。

介護人材不足が深刻化する中で、この問題を解決するためにも、埼玉県として当面、埼玉県高齢者支援計画に定める老人福祉圏域の10圏域ごとにモデル市町村を設定し財政支援をすることで、各市町村に相談窓口設置を推進していく必要がある。

4. 介護保険施設などの身体拘束や虐待を根絶するため、身体拘束廃止委員会ならびに虐待防止委員会の各施設における設置を指定要件に加えること。また、介護保険適用外の施設における身体拘束・虐待に対する行政指導を厳格化すること。

<要請の根拠>

介護保険制度では、介護保険施設などのサービス提供にあたりベッドや車椅子にしばりつけるなどの身体の自由を奪う「身体拘束」が「緊急やむを得ない場合」を除き禁止されている。しかし民間団体の調査によると、介護相談員が虐待や身体拘束と判断できる不適切なケア(グレーゾーン)を目撃したことがあるとの回答が33.1%にのぼったとの報告がある。身体拘束は適切であったとしても、体の自由を奪うことから人権侵害になりかねない。また高齢者は体を動かせなくなるため、身体機能が下がってしまい、寝たきりにつながってしまう可能性もある。

身体拘束を事故防止対策として安易に正当化することなく、高齢者の立場になり、その人権を保障しつつケアを行うという基本姿勢の下で、介護を必要とする高齢者の自立の支援に向けたサービス提供を行うため、身体拘束廃止に向けた取組を積極的におこな

っていく委員会を設置することが必要である。

IV. 消費者政策

1. 高齢者の消費者被害を防止するために、「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）」が早期に全市町村に設置されるよう促し、見守りネットワークの活動を積極的に支援すること。

<要請の根拠>

消費者安全法の改正により、人口5万人以上の全市町村での「消費者安全確保地域協議会」の設置が政策目標に定められたが、埼玉県においては平成30年4月現在、11市町での設置に留まっている。高齢者の消費者被害を未然に防止するためには、高齢者と日々接する機会の多い方々が高齢者等の消費生活上の安全に常に気を配り、異変を察知したときは消費生活センター等の関係機関に適切につなぐなど地域での見守る体制の構築が必要である。また、埼玉県は全国一のスピードで高齢化が進むと見込まれていることからも、早期に全市町村に「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）」の設置を促し、未然に高齢者の消費者被害を防ぐための見守りネットワーク活動を積極的に支援することが必要である。

V. 防災・減災政策

1. 学校および通学路におけるブロック塀倒壊等に対する安全対策を早急におこなうこと、また、対策が必要なブロック塀の撤去・改修のための助成制度を創設すること。

<要請の根拠>

大阪府北部を震源とする地震により、小学校にあった建築基準法違反のブロック塀が倒壊し、児童がその下敷きになり亡くなる痛ましい事故が発生した。学校ならびに通学路における安全対策を早急におこなう必要がある。埼玉県では県立学校および市町村立小中学校におけるブロック塀等について目視などによる緊急の簡易調査をおこなっているが、より詳細な確認をおこない、早急に対策を進める必要がある。

また、埼玉県では安全性の確保、緑化の推進を目的に、ブロック塀から生垣への転換に関しては20の市町で助成制度があり、その内ブロック塀の撤去も助成対象としているのは12市町となっている。

しかしながら、危険なブロック塀の撤去・改修を目的とした助成制度を創設しているのは、志木市、戸田市の2市のみであり、安全対策を早急に進めるためにも、県内全市町村で利用可能な助成制度の創設が必要である。

VII. 環境・エネルギー政策

- 1. 温室効果ガス排出削減に向けた市民の環境意識を向上させるため、市民に十分な広報・啓発を県と市町村とで連携して行うとともに、オフィスや生活における節電・省エネの推進や技術の導入を支援し、家庭・地域・職域での環境問題への取り組みを強化すること。**

<要請の根拠>

埼玉県では、地球温暖化対策推進として、「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050」を定め、2020年に温室効果ガス排出量の削減目標として2005年度比で需要側の21%削減を目標としている。実行計画に基づき、エコライフ推進、エコタウンプロジェクトなど全国でも先進的な取り組みを進めており、2015年度の温室効果ガス排出量は13%削減となっている。

しかし、部門別にみると、家庭部門での削減は進捗が鈍く、これまで以上に取り組みを強化する必要がある。家庭部門での取り組みの強化にあたっては県民の環境意識の向上が必須であり、そのためには、県と市町村が連携した広報・啓発活動が必要である。また、さらなる温室効果ガス削減のためには節電・省エネ推進や技術の導入が必要であり、オフィスや家庭でのLED買い換えのための補助金など、具体的な支援について取り組む必要がある。

VIII. 交通政策

- 1. 運転免許証自主返納等により、移動手段を持たない高齢者が増加してきてることをふまえ、以下の施策を講ずること。**
 - (1) 高齢者の身体的負担、経済的負担に配慮した移動手段の確保・充実をはかること。**
 - (2) コミュニティバス路線の整備にあたっては、高齢者が利用する病院や商業施設等の生活圏に配慮し、隣接する行政区との連携も推進すること。**

<要請の根拠>

近年高齢者の免許証自主返納が推進されており、高齢者にとって安全で利用しやすい地域の生活の足の確保は必須となっている。買い物、地域コミュニティでの活動、通院等に関する生活圏をつなぐコミュニティバス、タクシー、オンデマンド交通システムなどを充実していく必要がある。

また、コミュニティバス路線などは市町村ごとに整備される場合が多いが、隣接する複数の市町村の住民が利用する施設がある場合には、その点を考慮し、市町村をまたいだ路線を設定することで、乗り換え回数を減らすといった利用者の負担の軽減につながるよう、隣接行政区の連携を推進していく必要がある。

VIII. 教育・子育て政策

1. 3年連続（2015～2017年）埼玉県人事委員会による「人事管理に関する報告」で言及された、教職員の勤務時間の把握、負担軽減に向けた対策、全ての学校で対策を進め、教職員がワークライフバランスのとれた働き方ができ、それぞれが持っている能力を発揮し、いきいきと児童・生徒と触れ合うことのできる労働環境を作ること。

<要請の根拠>

埼玉県人事委員会による「人事管理に関する報告」によると2015年には「教育職員の勤務状況の把握」、2016年には「教職員の勤務の負担軽減に向けた対策」、2017年度には「負担軽減に向けた取り組みがすべての学校現場で行き渡り、定着するよう徹底」するように記載がある。また、2017年4月に文部科学省が発表した「教員勤務実態調査」でも中学教諭の約6割が、厚生労働省の「過労死ライン」（残業が月80時間超）に該当する長時間労働であることから、教職員の負担軽減対策を進め、児童・生徒と触れ合うことのできる労働環境を作ることは喫緊の課題である。

2. 児童虐待防止対策として、以下の施策を講ずること。

(1) 児童相談所の体制強化として、

- ・複雑・困難化する児童相談に対応するため、児童福祉司および児童心理司を増員すること。
- ・一時保護が必要な児童の増加に対応し得る、一時保護所の拡充・整備および職員を増員すること。

(2) 保護が必要な児童が他の自治体に移動しても、他の児童相談所・自治体と円滑に情報共有し、切れ目のない相談・支援体制を確立すること。

(3) 保護された子どもの受け皿の充実・強化のため、里親制度の推進や児童養護施設等の整備をはかること。

<要請の根拠>

平成29年度における埼玉県内児童相談所の児童虐待通告受付件数は1.3万件を超え、前年度に比べ約1,750件増加、この5年間で約2.8倍となるとともに、相談内容が複雑・困難化しており、初期の段階から適切に対応していくには、児童相談所の体制強化等が急務となっている。

こうした中、国においては、「児童相談所強化プラン」を策定するとともに、児童福祉法等の一部改正を行い、児童相談所の体制や専門性の強化など児童虐待に関する対策の強化に向けた施策を講じてきた。しかしながら、東京都目黒区において、5歳（当時）の女児が保護者からの虐待により亡くなるという大変痛ましい事件が発生、政府は7月に関係閣僚会議で、児童福祉司を2022年度までに約2,000人増員することを柱とした緊急総合対策を決定した。

今後、二度と子どもの命が失われる痛ましい事件が繰り返されることがないよう、児童虐待防止対策のさらなる強化をはかる必要がある。

3. 妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供する「子育て世代包括支援センター」の市町村での設置を促進すること。

<要請の根拠>

核家族世帯の割合が高い埼玉県において、孤立化しやすい妊産婦への取り組みとして「妊婦健診受診啓発」「産後うつケア」や「産後検診」など、妊娠・出産・育児の様々な相談にワンストップで対応し、安心して産み育てる環境を整備する必要がある。

4. 待機児童解消に向け、引き続き県および市町村が連携し、より良い保育の質・環境を確保しつつ、保育所や認定こども園等の整備・拡充、企業内保育所の設置、幼稚園の延長保育などを進めること。

<要請の根拠>

2018年4月1日現在の県内の保育所待機児童数は、対前年比294名増の1,552人。また、待機児童にカウントされていない、いわゆる「隠れ待機児童」は、待機児童の約3.7倍の5,785人いる、待機児童および隠れ待機児童の人数はまだまだ多いと言わざるをえない。そこで引き続き、利用者の多様化するニーズに対し多様な選択肢によりすべての子どもが希望する保育所や認定こども園に入所でき、よりよい保育環境を確保するための施策をおこなう必要がある。

IX. 人権・男女平等政策

1. 性的指向や性自認に関する差別を防止するため、以下の施策を講ずること。

- (1) 医療をはじめとする公共サービスに従事する関係者の理解を促進し、医療機関等での差別的取り扱いを解消するよう取り組むこと。
- (2) 性的指向や性自認（性同一性障害を含む）に関する正しい理解を進めるため、企業や一般向けの啓発活動を強化・推進すること。

<要請の根拠>

社会全体で、性的指向や性自認（性同一性障害含む）に関する深刻な実態への認識が深まり、差別の解消が大きな課題となっている。性的指向や性自認によって、“パートナーに対する医療行為に「同意」できない”“パートナーの介護のための介護休業を取得できない”などの差別的取り扱いを受けることがないよう、県が関係する公共サービスの現場職員の理解を促進していく必要がある。

また、各種インフラや制度の整備を進めていく際に、各種制度が趣旨にそって正しく運用されるためには、県内全体の理解促進が非常に重要である。